

## 第9回

# 学校教育審議会会議録

交野市教育委員会

1. 開 会 令和2年9月29日（火）午後5時
2. 閉 会 令和2年9月29日（火）午後6時30分
3. 出席委員 富田 明德会長・巽 憲次郎副会長・加藤 勤委員・中山 尚美委員・市岡 伊佐男委員・高嵯 育委員・大塚 弘治委員・野地岡 裕之委員・清水 崇之委員・楠田 昌弘委員・駒路 和美委員・中原 祥行委員・村橋 彰委員・藤丸 一郎委員・九門 りり子委員・中西 隆清委員・山口 五十一委員
4. 事務局 大湾 喜久男教育次長兼教育総務室長・和久田 寿樹学校教育部長・足立 多恵学校教育部長・西井 大介教育総務室長代理・今井 靖志学校教育部長次長・本多 章博生涯学習推進部次長・花田 睦美学務保健課長・大隅 昌之指導課長・仁木 裕美まなび未来課長・栗田 康子まなび未来課長代理・富岡 鉄太郎まなび未来課・森 真奈美教育総務室
5. 案件事項 1. 交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置について  
2. その他

6. 議事内容  
会長

みなさまこんにちは。ただ今から、第9回交野市学校教育審議会を開催いたします。

次第に従いまして、議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、事務局に、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。

事務局

本日の審議会の委員の出席状況をご報告いたします。

本日の出席委員は17人中、13人の委員に出席していただいておりますので、交野市学校教育審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席がありますことから、本会議が成立していることをご報告いたします。

会長

次に、本日のこの会議でございますが、交野市会議の公開に関する指針に基づき、公開にしたいと思っておりますが、異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

会長 異議がないようですので、公開にしたいと思います。  
事務局、傍聴希望者はおられますでしょうか。

事務局 本日は、傍聴希望者がございません。

会長 それでは、傍聴希望がございませんので、このまま審議を続けたい  
と思います。

それでは、案件（１）「交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について」に移りたいと思います。

前回の審議会では、星田北６・７・８・９丁目の望ましい学校区について、中間答申の素案を取りまとめました。素案の内容につきましては、これまでの学校区の変遷や周辺の学校施設の状況、地域コミュニティに関する事、通学の安全確保に関する事などを総合的に勘案した結果、星田北６・７・８・９丁目の学校区は藤が尾小学校区が望ましい、とするものでした。

なお、素案については、現在事務局にて、パブリックコメントを実施している最中で、期間は今月末までとなっています。

したがって、次回の審議会では、事務局からパブリックコメントでいただいたご意見の報告を受け、この審議会でも精査し、素案の完成に向けた審議をしたいと考えております。

また、素案が完成すれば、その後は、いよいよ、具体的な第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置についての審議を進めていくことになるかと思えます。

今後の第三中学校区・第四中学校区の学校適正配置の審議については、かなりのボリュームになるということですので、本日は、現在パブコメ実施中ですが、我々が取りまとめました素案を踏まえて、第三・第四中学校区の現状と課題について確認し、続いて、具体的な学校適正配置案についてあらかじめ検討する場としていきたいと思えます。

本日の審議会については、特に何かを決めるということではなくて、みなさんから積極的なご意見・ご提案をいただきながら、理解を深めていって、次回につなげたいという位置づけということになるかと思えます。

遠慮なく、質疑やご意見・ご提案をいただければと思えます。

それではまず、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、先日お送りさせていただいたものが全てです。

(参考資料17) 第三中学校区の現状資料 表紙含めA3 4枚

(参考資料18) 第四中学校区の現状資料 表紙含めA3 4枚

(参考資料19) 第三中学校区の適正配置案 表紙含めA3 5枚

(参考資料20) 第四中学校区の適正配置案 表紙含めA3 5枚  
となっております。みなさま、お揃いでしょうか。

それでは、資料に沿って、第三中学校区及び第四中学校区の現状と課題から説明させていただきます。

なお、会長からのご説明がありましたとおり、資料と本日の説明内容につきましては、星田北6・7・8・9丁目の学校区が、素案どおり藤が尾小学校区となった場合についてのものですので、よろしくお願いいたします。

はじめに、第三中学校区の現状と課題についてご説明いたします。

お手元の第三中学校区の現状資料をご覧ください。

こちらは、昨年の第1回審議会でご提示いたしました令和元年度版の現状資料を、令和2年度版に更新したものです。資料の見方等は、今までご提示致しました現状資料と同様となっており、資料の2枚目が、児童生徒数・学級数に関する資料、3枚目が、各学校の学校施設に関する資料、4枚目が学校区や地区、通学距離について記載した資料となっております。

資料の2枚目「第三中学校区の児童生徒数・学級数」をご覧ください。

こちらは、第三中学校区の各学校の児童生徒数・学級数の令和2年版の推計値です。

資料の左下の米印の四つ目をご覧ください。この推計値につきましては、令和3年度以降、星田北7丁目は藤が尾小学校区とした場合の推計値となっており、令和3年以降の新入生は、校区変更後の学校に就学するものとして推計しております。

中段にあります学級数の推移に関するグラフをご覧ください。

第三中学校区の各学校の学校規模につきましては、令和2年度現在はいずれも適正な学校規模となっておりますが、第三中学校区の3つの小学校はいずれの学校も、将来小規模化する見込みとなっております。

一方、第三中学校については、推計上、令和27年度まで適正な学校規模のまま推移する見込みとなっております。

したがって、第三中学校区では、小学校3校が将来小規模化する見込みであることが、学校規模の面から見た課題となっています。

次に、資料の3枚目「第三中学校区の学校施設」をご覧ください。

こちらの資料は、各学校施設の建築年度や敷地面積等を記載しております。

資料の中段付近の建築年度の行をご覧ください。

第三中学校区の各学校は、概ね、建築後45年前後となっております。しかしながら、星田小学校については、建築後58年を経過した校舎があるなど、本市の中でも建築後年数の経過した学校施設となっております。

また、星田小学校は、本市の小学校の中で最も敷地面積が小さい学校となっております。

続いて、資料の4枚目「第三中学校区の地区・校区・通学距離」をご覧ください。

こちらの資料につきましても、右下に米印で記載しておりますとおり、星田北7丁目は藤が尾小学校区とした場合の学校区を記載していますのでご注意ください。

それ以外の部分につきましては、今までご提示させていただいておりました資料と同様の内容になっており、通学距離については、星田小学校及び妙見坂小学校は概ね1km圏内、第三中学校及び旭小学校については概ね2km圏内となっております。

スライドをご覧ください。

第三中学校区の現状と課題についてまとめますと、学校規模については、令和2年度時点ではすべての学校で適正な学校規模であるものの、将来は、第三中学校区内の全ての小学校が小規模化する見込みとなっていることが課題であるといえます。

また、学校施設の面では、令和2年3月時点で、星田小学校が築後58年を経過しており、施設更新の時期を迎えているという課題があります。

次に第四中学校区の現状と課題についてご説明いたします。

お手元の第四中学校区の現状資料をご覧ください。

こちらの資料も、先ほどの第三中学校区の現状資料と同様に、星田北7丁目は藤が尾小学校区とした場合の記載となっております。

それでは、資料の2枚目「第四中学校区の児童生徒数・学級数」をご覧ください。

中段にあります学級数の推移に関するグラフをご覧ください。

第四中学校区の各学校の学校規模につきましては、令和2年現在はいずれも適正な学校規模となっておりますが、将来、岩船小学校と藤が尾小学校の2校が小規模化する見込みとなっております。

ただし、こちらの推計値につきましては、星田北6・7丁目の住宅開発により増加が見込まれる児童生徒数を加味していないものとなっております。住宅開発の影響による児童生徒数の増加見込みにつきましては、資料下部の米印に記載しておりますように、参考資料11「星田駅北開発地域資料」に記載のとおりとなっております。この星田北6・7丁目の住宅開発の影響を加味すると、藤が尾小学校につきましては、今後も適正な学校規模で推移する見込みとなっております。

したがって、第四中学校区では、将来、岩船小学校が小規模化する見込みであることが、学校規模の面から見た課題となっております。

次に、資料の3枚目「第四中学校区の学校施設」をご覧ください。

第四中学校区の学校施設につきましては、岩船小学校が建築後48年を経過した校舎がありますが、そのほかの学校につきましては、概ね建築後40年前後となっております。

続いて、資料の4枚目「第三中学校区の地区・校区・通学距離」をご覧ください。

こちらの資料につきましても、第三中学校区の資料と同様に、右下に米印で記載しておりますとおり、星田北7丁目は藤が尾小学校区とした場合の学校区を記載していますのでご注意ください。

各学校への通学距離については、岩船小学校へは概ね1.4km圏内、藤が尾小学校へは概ね1.5km圏内、私市小学校へは概ね1.6km圏内、第四中学校へは概ね2.3km圏内となっております。

スライドをご覧ください。

第四中学校区の現状と課題についてまとめますと、学校規模については、令和2年度時点ではすべての学校で適正な学校規模であるものの、将来は、岩船小学校が小規模化する見込みとなっていることが課題であるといえます。また、藤が尾小学校につきましては、先ほども申し上げましたとおり、星田北6・7丁目の住宅開発等を加味すると適正な学校規模で推移すると見込みとなっております。

一方、学校施設については、本市の中では比較的新しい学校施設が多いことから、他の中学校区と比べると、施設面での課題は小さいと考えられます。

また、星田北6・7丁目の住宅開発に伴う児童生徒数の増加に関する推計値につきましては、第4回の審議会でお配りさせていただきました「参考資料11」に記載のとおりですので、そちらをご確認いただければと思います。

スライドの上図には、参考資料11から抜粋しました、星田北6・7丁目で増加が見込まれる児童生徒数の推計値を記載しております。

また、スライドの下図は、藤が尾小学校の児童数と第四中学校の生徒数を表しており、それぞれ、薄い緑の線が、住宅開発を加味しない

場合の児童生徒数で、濃い方の線が住宅開発を加味した場合の児童生徒数の推計値グラフとなっております。

スライド下図の左側、藤が尾小学校の児童数の推計値をご覧ください。

住宅開発を加味した場合の濃い方のグラフでは、薄いグラフと比較して、大きく上昇したグラフになっており、今後大きく児童数が増加する見込みであることがわかります。

これにより、藤が尾小学校では学級数の増加が見込まれることから、以前、参考資料 12 でもお示しさせていただきましたとおり、現状の藤が尾小学校施設では、教室数が不足する見込みとなっており、今後施設の増築等の対応が必要になると考えられます。

一方、スライド下図の右側、第四中学校区の生徒数の推計値では、住宅開発の影響を加味した場合でも、現状と同水準の、概ね 500 人から 600 人程度の生徒数で推移する見込みとなっております。

第四中学校でも、今後、生徒数の増加に伴い学級数が増加した場合につきましては、教室数の不足が懸念され、この場合も施設の増築等の対応が必要になると考えられます。

第三中学校区及び第四中学校区の現状と課題についての説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から、第三中学校区及び第四中学校区の現状と課題について、ご説明いただきました。これが、次の具体的な配置案を考えていく上での前提となるような話かと思えます。

ここまでの説明に関しまして、ご質問やご意見のある委員おられますでしょうか。

数値については時点修正となっておりますが、似たような説明は以前にも聞いたかと思えます。

よろしいでしょうか。それでは、またご質問等ございましたら、次の段階でも結構です。

それでは、続いて考えられる学校適正配置案についての説明を受けたいと思えます。

事務局、説明をお願いします。

事務局

はい。

続いて、第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置についてご説明いたします。

はじめに、第三中学校区の学校適正配置についてご説明いたします。

お手元の参考資料 19「第三中学校区の適正配置案」の2枚目をご覧ください。

こちらの資料は、学校規模適正化基本計画に記載されている第三中学校区の学校適正配置案のうち、星田北6・7・8・9丁目を藤が尾小学校区とした場合の、配置案をまとめたものです。

資料の右上には、第三中学校区の課題をまとめています。

先ほどの第三中学校区の現状と課題に関するご説明でも申し上げましたとおり、第三中学校区では、星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校が将来小規模化する見込みであることが課題と考えられます。

一方で、第三中学校区につきましては、将来も適正な学校規模で推移すると見込まれることから、第三中学校区の学校適正配置は、小学校3校が将来も適正な学校規模を確保することができるような学校配置を考えていく必要があります。

第三中学校区では、小学校は3校とも将来小規模化する見込みとなっていますので、児童の多い学校区の一部を、児童の少ない学校区に校区変更することで、全体を適正な学校規模とするような配置案はございません。

全ての小学校で適正な学校規模を確保するためには、校区変更だけでは不十分ですので、学校統合又は学校統合と校区変更の組み合わせた配置案が必要になると考えられます。

そこで、資料の下側の表には、学校規模適正化基本計画に記載されている配置案のうち、星田北6・7・8・9丁目を藤が尾小学校区とした場合に、第三中学校区でとりうる適正配置案をまとめています。

考えられる配置案は、表に記載の学校統合案(20)～(28)と小中学校統合案(10)(11)の合計11案です。

表の右側の吹き出しをご覧ください。

こちらに記載しておりますとおり、表の一番左の列の案名称に、斜線が引かれている配置案は、赤字で記載されているデメリットを含むもので、この赤字のデメリットは教育環境上望ましくないと考えられるデメリットとなっています。

次に、資料の見方と各配置案の概要について、ご説明いたします。

資料下側の表をご覧ください。

表の一番左の1列目には、案名称を記載しています。

また、4列目には、各配置案の学校規模適正化に向けた方策を「学校の適正配置までの動き」として記載しており、一つ右の列の5列目には、学校統合した場合の統合後の学校の位置を記載しております。

その右側の6列目、7列目には、それぞれ配置案のメリット・デメリットを記載しています。

学校統合案(20)(21)をご覧ください。

これらの配置案は、4列目に記載しております「学校の適正配置までの動き」として、星田小学校と妙見坂小学校を学校統合する配置案です。

統合後の学校を、現在の星田小学校敷地に設置する場合は学校統合案(20)で、妙見坂小学校敷地に設置する場合は学校統合案(21)となっています。

これらの配置案では、学校統合により、星田小学校と妙見坂小学校が将来も適正な学校規模で推移する見込みであることがメリットとして考えられます。また、デメリットとしては、学校統合により通学距離の延びる地域があることや、旭小学校では将来小規模化が見込まれるという課題が解消されないことが挙げられます。

したがって、これらの配置案では、旭小学校も将来にわたって適正な学校規模を確保することができるような校区変更等の学校規模適正化に向けた方策が別途必要になると考えられます。

また、これらの配置案の校区図を資料の3枚目に記載しています。

資料の3枚目をご覧ください。

3枚目の上段には、学校統合案(20)(21)の配置図と通学距離の一例、また、表に記載のメリット・デメリットや児童生徒数の推計値等、を記載しています。

メモと記載しておりますスペースにつきましては、ここに記載のないメリット・デメリットやその他思いつかれたことなどがあればご記入いただいたり、委員のみなさまで共有された情報やご意見などをご記入いただくなど、自由にお使いいただければと思います。

資料の見方については、ただ今ご確認いただいたとおりです。

では、資料の2枚目に記載しております下側の表を再度ご覧下さい。

表の4列目「学校の適正配置までの動き」をご覧ください。

先ほどご確認いただきました学校統合案(20)(21)は、星田小学校と妙見坂小学校を学校統合する配置案でした。

その一つ下は、星田小学校と旭小学校を統合する配置案で、統合後の学校を星田小学校敷地に設置する場合は学校統合案(22)、旭小学校敷地に設置する場合は学校統合案(23)となっています。

また、さらにその一つ下は、妙見坂小学校と旭小学校を統合する配置案で、統合後の学校を妙見坂小学校敷地に設置する場合は学校統合案(24)、旭小学校敷地に設置する場合は学校統合案(25)となっています。

ここまでの6つの案が、3つある小学校のうち、2校を統合する配置案で、いずれの配置案も、統合対象となっていない小学校では、将来小規模化する見込みであるという課題が残るため、これらの配置案では、全ての学校が将来にわたって適正な学校規模を確保できるよう

な方策が別途必要になると考えられます。

続いて、学校統合案（26）（27）（28）をご覧ください。

これらの配置案は、星田小学校、妙見坂小学校、旭小学校の3小学校を統合する配置案で、それぞれ統合後の学校を設置する位置が、星田小学校敷地の場合が学校統合案（26）、妙見坂小学校敷地の場合が学校統合案（27）、旭小学校敷地の場合が学校統合案（28）となっています。

これらの配置案では、第三中学校区の各小学校で将来小規模化が見込まれるという課題は解消されます。しかしながら、3つの小学校を一度に統合することになりますので、統合の時期が早い場合には、統合後の学校で、一時的に適正な学校規模を上回る規模になる見込みとなっています。

また、これらの学校配置案の配置図については、3枚目以降に記載しておりますので、後程ご確認ください。

ここまでご説明しました、表の案名称の背景が水色の「学校統合案」については、小学校同士を統合する配置案で、その下の「小中学校統合案」については、小学校と中学校を統合する配置案となっています。

小中学校統合案（10）をご覧ください。

こちらの配置案は、星田小学校、妙見坂小学校、第三中学校を統合して、統合後の学校を第三中学校敷地に設置する配置案です。この配置案では、第三中学校区の学校は、統合後の新しい学校と旭小学校の2校になり、旭小学校は、将来小規模化が見込まれるという課題が残る配置案となっています。

この配置案については、平成28年度から平成29年度に配置案を検討していたときの児童生徒数の将来推計では、旭小学校は将来も適正な学校規模で推移する見込みとなっていたために作られた配置案となっています。

しかしながら現在の児童生徒数の推計上は、旭小学校も将来小規模化が見込まれていることから、この配置案では、別途、旭小学校が将来も適正な学校規模を確保することができるような方策が必要と考えられます。

最後に、小中学校統合案（11）をご覧ください。

この配置案は、第三中学校の3小1中を統合する配置案で、統合後の学校は第三中学校敷地に設置する配置案となっています。

この配置案では、小学校3校を統合する配置案である学校統合案（26）（27）（28）と同様に、統合の時期が早い場合には、統合後の小学校で、一時的に適正な学校規模を上回る規模になると見込まれます。

また、統合後の敷地については、第三中学校区内の学校の位置関係

から通学距離等を勘案して、第三中学校敷地となっていますが、その他の学校敷地に設置する方がメリットがあると考えられる場合は、他の学校敷地への設置も可能です。

第三中学校区の適正配置案については以上です。

次に、第四中学校区の学校適正配置についてご説明いたします。

お手元の参考資料 20「第四中学校区の適正配置案」の2枚目をご覧ください。

資料の見方は、先ほどご確認いただいた第三中学校区の適正配置案の資料と同様です。

資料2枚目の右上「第四中学校区の課題」をご覧ください。

第四中学校区では、星田北6・7丁目の住宅開発を考慮しない場合、岩船小学校と藤が尾小学校が将来小規模化することが課題と考えられます。しかし、星田北6・7丁目を藤が尾小学校区とする場合には、藤が尾小学校は将来も適正な学校規模で推移する見込みとなるため、第四中学校区では、岩船小学校が将来小規模化する見込みであることが課題と考えられます。

したがって、第四中学校区では、岩船小学校が将来も適正な学校規模を確保することができるような学校規模適正化の方策を考えていく必要があります。

また、学校規模適正化基本計画では、岩船小学校の将来的な小規模化を解消するための学校規模適正化の方策として、校区変更による課題の解消は難しいと考えられておりますので、その理由についてご説明いたします。

スライドをご覧ください。

スライド図は第四中学校区の校区図で、クリーム色のエリアが岩船小学校区、黄色が私市小学校区、緑色が藤が尾小学校区です。

まず、私市小学校区の一部を岩船小学校区に校区変更する場合、岩船小学校区と接するスライド上の黒線で囲っているあたりの地域を校区変更することになると考えられます。

しかし、私市小学校区では現在、学校区と地区の境界が一致していることから、スライドのように私市地区の一部を岩船小学校区とすることは望ましくないと考えられます。

また、私市小学校も児童数が多いわけではないため、私市小学校区の一部を岩船小学校区に校区変更した場合、逆に私市小学校が小規模するおそれがあります。

したがって、私市小学校区の一部を岩船小学校に校区変更することは難しいと考えられます。

次に、藤が尾小学校区の一部を私市小学校区に校区変更する場合、スライドの黒線で囲っているあたりの地域を校区変更することになる

と考えられます。

しかしながら、このような校区変更をすると、星田北7丁目の校区変更により、全て藤が尾小学校区となった星田北の一部が、岩船小学校区となります。また、スライドの黒丸の地域には住宅が少ないため、これらの地域の校区変更により、将来にわたって岩船小学校で適正規模を確保することは難しいと考えられます。

このようなことから、私市小学校区又は藤が尾小学校区の一部を岩船小学校区に校区変更することは、難しいと考えられるため、第四中学校区の学校規模適正化の方策としては、資料2枚目の表に記載のとおり、学校統合案と小中学校統合案が挙げられています。

続いて、第四中学校区の学校適正配置案の概要についてご説明いたします。

資料2枚目の表をご覧ください。

第四中学校区の学校適正配置案は、学校統合案が7案、小中学校統合案が2案、校区変更案が1案の合計10案となっています。なお、後程ご説明いたしますが、この校区変更案は、先ほど説明しましたような岩船小学校の小規模化を解消するための方策としての校区変更とは異なった案となっています。

まず、小学校2校の統合案については、将来にわたって岩船小学校で適正な学校規模を確保するための方策ですので、岩船小学校と私市小学校の統合、または、岩船小学校と藤が尾小学校の統合を行う、学校統合案(8)(9)(10)(11)が考えられます。

これらの配置案では、いずれも第四中学校区の全ての学校が将来にわたって適正な学校規模で推移すると見込まれます。しかしながら、岩船小学校と藤が尾小学校を統合する場合、星田北6・7丁目の住宅開発の影響で、統合後の学校は、一時的に適正な学校規模を上回る見込みとなっています。

次に、学校統合案(12)(13)(14)をご覧ください。

こちらは、岩船小学校、藤が尾小学校、私市小学校の3小学校を統合する配置案となっています。

この配置案では、将来的な岩船小学校の小規模化という課題は解消されますが、統合後の小学校では、長期的に適正な学校規模を上回る見込みとなっています。

続いて、小中学校統合案(3)をご覧ください。

こちらは、岩船小学校、私市小学校、第四中学校の2小1中を、第四中学校敷地にて統合する案となっています。

この場合、統合後の学校の位置については、第四中学校敷地以外に、岩船小学校、私市小学校も考えられますが、藤が尾小学校の卒業生は、統合後の中学校に通学することになるため、生徒の通学面を考慮して、

統合校の位置は第四中学校区敷地としています。

次に、小中学校統合案（４）をご覧ください。

こちらは、第四中学校区の３小１中を統合する配置案で、統合後の学校は第四中学校敷地に設置する配置案となっています。

この配置案については、小学校３校の統合案である、学校統合案（１２）（１３）（１４）と同様に、統合後の小学校で長期的に適正な学校規模を上回る見込みとなっています。

最後に、校区変更案をご覧ください。

こちらの配置案は、星田北 ６・７ 丁目の住宅開発の影響等により藤が尾小学校区では、今後、大幅な児童生徒数の増加が見込まれることから、藤が尾小学校区を一つの中学校区として、藤が尾小学校敷地に小中一貫教育実践校を設置する配置案です。

スライドをご覧ください。

この配置案の場合、第四中学校区は、図のように岩船小学校、私市小学校、第四中学校の２小１中となり、第四中学校が小規模化する見込みであることが課題と考えられます。また、星田北 ６・７ 丁目の住宅開発の動向を注視しつつ、藤が尾小学校区で新たに設置する小中学校で、将来も適正な学校規模を確保することが可能かどうかを、慎重に推計していく必要があると考えられます。

第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置についての説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から、第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置について、ご説明いただきました。

かなり複雑で、聞いただけでは理解しにくいところもありますが、資料の見方でも、なんでも結構ですので、ご質問・ご意見ございましたらお願いいたします。

今日は何かを決定するのではなくて、具体的な学校の配置案にボリュームがあるので、基本的なところを理解して意見交換をしましょうというかたちです。決めていくのは次回以降ということになりますので、勉強会のような意味合いもあるかと思えます。

何かご質問等ございましたら。

委員

第三中学校区の学校適正配置案の方で、小中学校統合案が、すべて第三中学校の敷地に設置するかたちになっていますけれども、先ほどの話では他の学校敷地に設置するというのが出たんですけども。旭小学校敷地に統合するという場合のメリット・デメリットはどのようになるのでしょうか。旭小学校は隣の第三給食センター敷地が空いてい

ます。ここで工事することになれば、そこまで行かなくても、今までどおりの学校に通学しながらできるのかな、というようなメリットがあるのかな、と思ったので。そういうところも考えて素案として出していただいたらいいかと思いました。

小中学校統合案（11）の統合後の学校の位置を旭小学校に変えて。旭小学校には隣に空いている第三給食センター敷地があるので、そこをうまく活用して。工事中の通学などもあるので。その案も一つ考えてもらえればいいかと思いました。今その案を除いている理由があれば。

会長 小中学校統合案（11）を第三中学校敷地ではなく旭小学校敷地にする案どうかと。メリット・デメリットを加えてほしいということです。今の段階で事務局の方で何かあれば。具体的に加えるとなると次回になるかと思うんですけども。

委員 第三中学校の隣には大池があって、大阪府で作成しているハザードマップでは、決壊した場合約5分後には2階まで浸水するというようになっています。平成30年度の大阪北部地震の時の被害状況を見ると、ブルーシートを引いているのが、お墓のところから池のところ、それから、星田1丁目のあたりです。そういうことから、大池が決壊した場合のことを考えると、星田小学校も旭小学校も星田北7丁目の開発のあたりは、そういう溜池の問題が出てくるので、今の用水池の改修とかも今検討しているので。新たに将来小中一貫校をつくるという場所として旭小学校敷地というのは、そういうところの問題を解決しないといけないかと思います。

会長 溜池の問題がありますね。これはデメリットですね。

委員 これから浸水の可能性があるようなところに小中一貫校を整備して子どもを集めるというのは難しいのではないかと。

副会長 地震帯が走っていて、西側が決壊したときにあふれていきます。

会長 溜池をなくしてそこに学校を建てるというのは。

副会長 それをなくすのではなくて。

会長 溜池対策がいるという話ですね。

委員 今、全国的にも不要になった溜池があるということで、ちょうど星田北地域の区画整理事業があつて、ほとんどその地権者ですけれども、今その人たちがほとんど農業から離れて、一部分だけ農業を続けられるということですが、そういう点からいくと、その分水位を下げたりしてはいますが、南海地震というような話もあるので、どんな事態が起こるか。そういうところに将来的に小中一貫校を設置するのはちょっとしんどいかと。

委員 旭小学校も星田小学校も低いので、決壊するとそこが浸水するという。

委員 第三中学校はどうでしょうか。

委員 第三中学校はまだ上にあるので。

副会長 先般、大阪府から調査がありましたね。

委員 5分以内に2階まで浸水するという結果が出ていますので。

副会長 順位をつけられていて、どこから対策していくかという。その中に星田の大池は入っていますか。

委員 用水の向きですね。水位が上がってきたらお墓の方へ水が流れるようなかたちの改修をこの1、2年でやっていこうということで話が進んでいるんです。財産区も含めて大阪府の方から補助金を出していただいて、水が溜まらないようにしようということで、緊急の安全策をしようとしているとこなんです。

事務局 今のご意見なんですが、実際に適正配置を考える時には、第三中学校区では、小中学校統合案をいちばん初めに11案考えていたんです。その中には旭小学校敷地で3小学校と中学校を統合する案もありました。その中で課題が大きいものについては外させていただいたんですが、おそらくは通学距離の課題が一番大きかったと思います。ただ、当時の議論をもう一度精査させていただいて、次回までになぜ外したかを説明させていただきたいと思います。

委員 今、単純に考えて妙見坂小学校と旭小学校が一番距離が離れているんですけれども、小学校で妙見坂小学校と旭小学校を統合した場合、旭小学校まで行くと2.4kmくらいで、でもこれは迂回してるので3

校を統合すると迂回するの必要がなくなると思うので、もう少し距離が短くならないかと思うんです。例えばギリギリ2kmになるのか、2km以内になるのかというところで。ちょっと適正な距離よりは外れるかどうかというところだと思うんです。

事務局

今回は児童生徒数の推計も当時と変わっている部分もありますので。想定よりも多くなっているところも少なくなっているところもありますので、今ここに挙がっている案がすべてということではなくて、新たな案があればそれを検討していくということになると思っています。

委員

第四中学校区の方を見ていて思っておりましたが、2案を同時に進めるということもありなのかと思ったりしました。例えば、藤が尾小学校を第五中学校区とするのと同時に、小学校統合をするなど、ひとつひとつで進めるよりも、2つ同時に進めたら課題解決できるのかな、とも思うので。

第五中学校区を設置する校区変更案と、岩船小学校と私市小学校の統合というのを同時に進めれば、課題も解決できるところも出てくるのかな、とか。そういう案も出していただけたらまた変わってくるかと。

会長

順番ですよ。進め方。これが非常にややこしいのは、一度にできるかというどういう順番でやっていくのか、という。これはおそらく莫大な費用がかかってくるので、結構長い目で見て順番にやっていかないといけないです。かといって、中途段階だからがまんしてくださいというようなことはいけないので、その段階ごとでベストな方法を取って、最終はこの案かな、というように。

推計を見ていると、早く児童数が減るところと、なかなか減らないところが学校によってはありますよね。そのへんの進め方が変わるのかと。

事務局

学校適正配置を第一中学校区から第四中学校区まで考えさせていただいていますので、一定の考え方をお示しさせていただいているところです。ただ、将来的な学校適正配置はこれが望ましいということが決まっても、来年からすべての学校の工事をすることは人的・資金的にも到底無理なことですし、20年から25年ぐらいはかかって学校適正配置が終わるのかな、と概ねの想定はしています。

一定、将来的なことも考えて、ではこの配置にするにはどの順番で進めていくかということは出てくるかと思えます。それは施設の老朽

化の状況もありますし、児童生徒数の状況もあります。そこを踏まえて考えていく。ただ、将来的に望ましい学校適正配置が決まっていって、目標のようなものを立てていくのがこの審議会でご審議いただくことかと思えます。

会長

委員のみなさん、ご意見、ご質問等ございませんか。

たぶん、この資料をお持ち帰りになられて、ご自宅で見られたりすると思います。資料を見られる時にこれは聞いておかないと考える時にこまるな、などございましたら。

委員

今ありました第五中学校というのですが、これはおそらく将来的に、今の藤が尾小学校もそうですけれども、それほど人口が増える見込みがないと思います。いずれ頭打ちになって、そこで第五中学校を設置するメリットが果たして何年間ほどあるのかという。私は以前から藤が尾小学校だけ第五中学校として設置するのは、反対というか、いずれ新しくできた住宅地にしても、妙見坂地域のように年齢層が上がってきて子どもがいない住宅地になってしまうのであれば、実際問題厳しいかと、住んでいる者としては思っています。

人の入れ替わりがあればいいんですけれども、藤が尾地区も団地なので、人の入れ替わりもそれほど多くはないですし、そう考えると厳しいかと、この資料をもらって思ったんですけれども。

会長

かなり予測が難しいところがありますね。

我々はできるだけ幅広くいろんな可能性も残していこう、という話ですし、これからも続いていくわけですから。そういったことを含めて、他にご意見いかがでしょうか。

委員

事務局の方でもう少し突っ込んだ話をしてほしいと思っているんですけれども、星田北地域の開発で、藤が尾小学校で増築等の可能性があるという話がありましたけれども、どの程度の規模で考えておられるのか、増築したらどの程度の規模になるのかというのを教えていただけないでしょうか。

事務局

規模としてははっきりした数字はまだ出ていませんけれども、以前、学校の施設許容可能学級数・児童生徒数を記載した資料をお渡しさせていただいたんですけれども、今の学級数に対して不足する部分については増築や仮設校舎で対応するというかたちにはなるかと思えます。できれば増築の方が将来的にはいいかと思えますけれども。藤が尾小学校については、校舎の端の部分が増築できるような構造になっ

ています。中庭と北側の校舎についても、渡り廊下のような部分は増築可能なものとして建築されていて、児童数については最大 800 名程度になるものという推計ですので、学級数にすると、学年で2学級ずつほど増えるとなると、12 教室必要となってきますので、加えて特別教室となるとかなりの規模にはなってくると思います。そのあたりは工夫しながら増築することになるかと思います。

第四中学校については、それほど増築はいらなないかと思っています。増加する部分についてはもう少し精査して次回ぐらいにご説明できればと思います。

会長

他にいかがでしょうか。

これは今第三・第四中学校区の学校適正配置を審議しているんですけども、次回第三中学校区も第四中学校区もともに決めていくんでしょうか。これは結構難しいですよ。今日は自由な意見交換の場ですけども、割と今までは限定的な協議になっていましたので議論を進めやすかったんですけども、第三・第四中学校区となるとかなりのバリエーションになって非常に考えていけないことが多いかと。

事務局

これを次の会議で決めるというのは到底我々も考えておりませんので、ひとつの指標としては、みなさまの任期が令和3年7月までとなっておりますので、そこがひとつの区切りになるかと思います。ただ、その任期にこだわるわけではございませんので、もし決まらなければ次の任期に入ると考えております。まずひとつの区切りがあるとなれば、そこになるとは思いますが。

会長

それですと、まだ少し考えられると思います。今日が議論のスタートで雲をつかむような話だとみなさん思われているかと思います。

委員

小中一貫教育の方向性があるというのは前提なんですよ。施設一体型であろうと分離型であろうと。基本的に交野市の教育の流れとしては小中一貫教育で、その中でも小規模な学校をつくらないで適切な学校配置を進めていくというのがあって、全体的には、最終的に施設一体型に統一される方向でどういう流れでつくっていくということでしょうか。

事務局

小中一貫教育というのは交野市の柱となっていくというのは決まっておりますので、今年度から実施しております。ただ、小中一貫教育はあくまでも教育内容の話ですので、施設を一体型にするのかというの

はまた別の話になります。ですから、分離型でも当然小中一貫教育はやっていきますし、一体型にする学校もありますので。すべてを施設一体型にするというわけではなくて、小中一貫教育という教育は進めていくけれども、施設配置は違う議論になってきます。

委員 施設の改修とか建替えは絶対出てくるので、それを踏まえた上での学校統合や施設整備の段階というのを考えていくということですね。

会長 他の自治体の例で言いますと、無理して施設一体型にするのは難しいので、教育内容は小中一貫教育というのは割と全国共通で進めていかなければいけない、というのはあるんですけども、施設整備には莫大な予算もかかりますので、やはり自治体の財政状況も見ながら進めていかなければいけないのが現実的なところですよ。

施設一体型小中一貫校をいくつも建てたんだ、と言われた首長が落選されたりするということも現実には他の自治体でも起きていますので、やはり市民から支持を得られなければそういうかたちでの予算の使い方をなくして、古い校舎を整備してこれまでと同じように施設分離を進めていくということもございませう。

そこはあまりこだわらないのがいいかと思います。交野市にとって一番いいのが何かというのをみなさんで審議していくということですよ。施設一体型にした方がいいよね、というような雰囲気もありますけれども、全部の中学校区を施設一体型にした方がいいのかというのは、みなさんで審議していただくということが大事かと思います。

委員 最終のかたちは決まっていないということですね。

最終的に施設一体型を全中学校区でするということが決まっているなら、それに向けて検討していくんですけども、今の状態ではどういうパターンを挙げていくかということで、最終形はないということですね。

会長 そうですね。しかも、一気にはできないんです。

委員 星田北地域の開発がだいぶ大詰めを迎えておりまして、新しい街区もだいぶ決まっていますし、大きく住宅を誘致する会社も決まっていますし、一番大事なのが学校がどんなかたちになるかということを決めていかなければいけないので、あまり悠長にもできないかと思っています。ですから、そこらへんがきちりしていないと問われても答えられないということになりますので、今は漠然と中間答申（素案）までは今の星田北7丁目は、今星田小学校に通学している児童は星田小学校の

ままで、新しく入ってくる児童は第四中学校区で藤が尾小学校へ、というのは説明できるかと思います。その他の選択肢が中間答申で決まっていればいいんですけども。自治会のこともありますし、そのあたりで一度意見交換をしないといけないと思うんですけども、あまり時間はないと思います。

申請もどんどん来られていますので。街区も決まっていますし、スタートすれば応募も多いかと思います。

会長

厳密な将来像までは難しいと思いますけれども、少なくとも星田北地域については決めていかないといけないということですね。

他にご意見等ございますでしょうか。

事務局

「学校規模適正化基本計画」のコピーをお配りさせていただいているかと思いますが、こちらには当初考えたありとあらゆる配置案を載せておりますので、お帰りになられて見ていただいて、こういう案も考えたのか、それならこういう案も考えられるな、というように見ていただいたら、と思います。

会長

事務局の方で、どういう順番で議論を進めていこうという、ある程度今はすべて広げてお話をさせていただいているんですけども、段階を考えていただいて、それを順に積み上げていくという議論の方が私も含めて委員のみなさんも進めていきやすいかと思います。

委員

校舎、体育館の健全度評価が非常に低い学校施設があります。もちろん、児童生徒数の推移もあって、かつ大きな流れで小中一貫教育を進めていくというのがあって、例えば星田小学校なんかは校舎の整備も考えないといけない。第三中学校区の他の学校施設を見ると、体育館も非常に心配なところがある。ということで、例えば、第四中学校区の学校を見たときに、優先順位だったら第三中学校区ですね、星田小学校をまず、続いて妙見坂小学校も、というときに、今日も第三中学校区・第四中学校区の全体を網羅して現状なども見てきて、こういう学校統合をしたら、あるいは小中一貫校をつくったらこうなりますね、というようなことも見てきて、あとは年次計画も含めて、順序をどういうふうにするか。例えば、児童生徒数の推移を考えるとこの年度にはこれをしなければならない、などのタイムスケジュール的なことも含めて優先順位は考えておられますか。

事務局

みなさんのお手元に「学校施設等管理計画」があるかと思いますが。そちらには、学校適正配置の議論と別にして、市の方ですべての学校

の老朽化状況を調べさせていただきました。この学校は築後何年でどのくらい老朽化が進んでいるか、長寿命化改修に耐えられるか、などを調査いたしました。一定校舎ごとの優先順位というのは立てさせていただいています。それを学校の規模適正化・適正配置を見据えながら、どのタイミングでどの校舎を改修していくかというのは考えております。例えば第二中学校区であれば児童生徒数も多いので、当面は2小1中という環境を維持するということになりましたので、その中で20年持つ改修をするのか、10年持つ改修するのか、ということを決めていくこととなります。第三中学校区につきましても、最終的にはこういう統合が考えられるということでも、そこまでに少し時間があるようでしたら、まずは10年間持つ改修をしたり、20年間持つ中規模な改修をする、などを並行して考えています。

会長

第一中学校区には古い校舎建物がありますので、非常に急がれるかと思えます。

今の話も含めて議論を整理して、次回にお示しいただくというような話になるかと思えますが、確認しておきたい部分などがありましたら出していただければと思います。

それでは、ないようですので、後で思い出されたりしましたら、後で事務局で対応していただいて、お話しいただければと思います。

では、案件（1）は以上とさせていただきます。

続いて案件（2）その他ですが星田北7丁目の自治会から、学校区についての要望書をいただいておりますので、事務局に説明をお願いしたいと思います。

事務局

はい。

要望書の説明をさせていただく前に、現在実施しておりますパブリックコメントについて、説明会等を開催致しましたので、ご報告させていただきます。

「星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について（素案）」につきましては、9月1日から9月30日までパブリックコメントを実施中ですが、素案の内容に特にかかわりが深いと考えられます、星田地域にて9月4日に素案の説明会を開催致しました。場所は、星田会館で、19時から90分間実施しまして、26名の方にご参加いただきました。

説明会では、星田北7丁目の地域コミュニティに関することや、児童生徒の通学に関する事など、様々なご意見・ご質問がございました。

また、9月17日には、地域からの要望を受けまして、星田北7丁

目の集会所にて素案の説明会を実施致しました。

こちらの説明会では、主に星田北7丁目にお住いの方々を中心に20名の方にご参加いただきました。

このような説明会も実施しまして、現在パブリックコメントで様々なご意見をいただいているところですが、先週金曜日の9月25日に、星田北7丁目の旧街区にあたります新星田自治会から、学校教育審議会委員各位あてに要望書をいただきましたので、続いて、要望書についてご説明させていただきます

お配りしております要望書をご覧ください。

要望書の内容と致しましては、「1. 地域協働の推進」「2. 地域コミュニティの更なる醸成」「3. 学校教育上の問題発生の懸念」の3点から、星田北7丁目の学校区については、星田小学校区としていただきたいとの内容です。

なお、本要望書につきましては、同様の内容の要望書を教育委員会宛にもいただいておりますので、そちらはパブリックコメントへのご意見として取り扱いさせていただきます、パブリックコメントに寄せられた他のご意見とあわせて、教育委員会の考え方を回答したいと考えております。

パブリックコメントの説明会と要望書についての説明は以上です。

会長

ありがとうございます。

9月25日にいただいたということで、取り急ぎ、本日みなさまに報告させていただきました。

現在パブコメを実施している内容であり、間もなくパブコメが締め切られますので、内容については次回の審議会でパブコメの意見もあわせて、ご議論いただきたいと思います。

ご質問等ございますでしょうか。

委員

これは、新しく建つところの星田北7丁目の人のことを言っているんでしょうか。

会長

私もそれは。旧街区は我々も配慮しなければいけないというところなんですけれども。

事務局

ここは我々も読むと、全体の話のことかな、とイメージで取れるんですけども、地域の方に入らせていただいたときは、旧街区というイメージで話されていたので、この真意については次回確認させていただきます。

委員 要望趣旨としては、「藤が尾小学校区（第四中学校区）としたうえで、学校を選択制とするのではなく」というのは、おそらく旧街区の方のことを言っておられるんだと思います。

事務局 ですから、この文章を読むと、星田北7丁目全体というイメージと  
いうように取れるんですけども、たぶん趣旨としては旧街区のことを  
言っておられるのだと思います。

委員 これはもともと、藤が尾小学校に行くことになるという時に、反対  
して星田小学校区とした経緯があるんです。府道を渡らないといけな  
いという。それをまた藤が尾小学校区になるということはできないか  
らということで、それを選択制ではなく星田北7丁目を選択制ではな  
く星田小学校区だと明言してほしいということだと思っんです。

副会長 選択制はやめてほしいということですね。

委員 どちらでもいいというのは嫌だということでしょうか。

委員 そうでないと、今通っている人は星田小学校で、隣の家は藤が尾小  
学校に通っている、というのは、親子の間のコミュニティというのが  
疎通が図れないということです。地区委員だとかいろんなことを学校  
に携わってやっていて、地域の中でバラバラになっていく。そういう  
意味で言うと、ちょうど今の星田北7丁目の新星田自治会を取り巻く  
ように新しい街ができていくので。

委員 その新しい住宅も星田北7丁目になるんですね。

委員 星田北というと今はほとんど星田北7丁目に住んでおられますか  
ら。

会長 旧街区の方々ではどのくらいの軒数なんでしょうか。

委員 74 軒くらいでしょうか。子どもの数でいうと 20 人くらいでし  
ょうか。

会長 ここでは、新しく入ってこられる方は関係ないのでしょうか。

事務局 下の部分を読む限りではそうなんですけれども、見出しが星田北7  
丁目全部というようなことになっていて。

委員                   もう一度確認していただいてから。

委員                   ここで出ている新星田自治会が自分のところの自治会だけを行っているのではないのではないかと思います。

会長                   そのあたりは一度事務局に確認いただいて、我々も旧街区については配慮が必要だということは認識しているので、配慮の中身ですね。選択制ではなくて明確にしてほしいというご意見ですので、そのあたりのことで審議できれば。  
                          次回は議論の場で進めていきたいと思います。

委員                   当該地域に住んでいるので、今通っている子どもは星田小学校なんですけれども、きょうだいがいて、星田小学校でもいいんですけども、周りが藤が尾小学校に通いだした時に、自分だけ星田小学校というのは、というようになる子もいるので、それだったら、きょうだいでどちらでも通えるように決定してもらえれば。年代が変わっても絶対に星田小学校に通わないといけないというのは、逆にそれは一方的になってしまうので。環境や状況に応じて藤が尾小学校に通うこともできれば、星田小学校で卒業してもいいかな、どちらでもいいかな、という意味で選択制というのはほしいな、というのは思います。子どもが星田小学校に通っていて、下のきょうだいが未就学児なので、その時に星田小学校に通うというのもあるのかもしれないんですけども、周りが藤が尾小学校に通っていて自分の子だけが星田小学校に通うことになるので、それだったら下のきょうだいだけでも藤が尾小学校に通うというような。旧街区でも年代によって子どものいる環境は違うので、そこで選択制を取ってもらった方が助かるな、と思います。逆に星田小学校に明確にされてしまうと、下のきょうだいはどうなるのかな、というのが。

会長                   子どもがみんな大きくなって数が少なくなったときに新しいところの子どもとのことがありますね。

委員                   選択制にしてもらった方がありがたいと思います。

会長                   そのあたりも含めて、次の議論で。真意がわからないところがありますので。ご確認いただいて、今のようなご意見は当然あろうかと思いますが、子どもたちが大きくなって、旧街区の子どもたちが残りたくないということになりますと、そういうことも起こり得ることだと

思いますので。

それでは、要望書については以上とさせていただきたいと思います。  
その他の案件で他にございますか。

事務局

資料はございませんけれども、第一中学校区 魅力ある学校づくり事業で基本方針・基本計画に係る説明会をさせていただきました。その内容についてホームページで公開させていただいております。1回～10回の質問と事務局の考え方、ご意見・ご要望を取りまとめさせていただきましたので、ご確認いただければと思います。

会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

無いようですので、以上で、第9回学校教育審議会を閉会いたします。

本日も活発なご議論をいただき、ありがとうございました。